

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年1月29日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：チュニジア 担当：産業開発・公共政策部
案件名：治安対策機能強化機材整備計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2014年4月上旬～2014年10月中旬

2 参加要件

海外における治安分野・空港保安分野に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年2月12日から2014年2月14日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年2月12日から2014年2月17日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2014年2月28日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 3月中旬

(5) 契約交渉 : 3月中旬～3月下旬

5 業務の目的

北アフリカの砂漠地帯・サヘル地域は「イスラーム・マグレブのアル・カイダ（AQIM）」等イスラム原理主義武装集団勢力の伸張により不安定化が続いており、リビア内戦終了後の武器や傭兵の周辺国への流出により、状況が悪化している。2013年1月にアルジェリア南東部で発生した天然ガス精製プラントへの襲撃事件以降、アルジェリア、及び隣国であるチュニジア、モロッコ（以下「マグレブ3カ国」）は自国内及び周辺地域の安定化に取り組んでおり、自国内の治安対策と合わせ、国外からのテロリストの流入を未然に防ぐべく、治安対策関係機関の機能強化が喫緊の課題となっている。

このような背景のもと、チュニジアでは、反テロリズム法を2003年に制定（2009年に改正）する等、テロ対策・治安対策を所管する内務省は治安セクター改革に向けた取り組みを進めている。特に国境警備ポスト及び空港施設はテロリストの流入を防ぐ最前線にあることから、内務省はこれら施設の治安対策機能強化を重要視している。

国境警備ポストに関しては、現在は双眼鏡による目視監視を行っており、視界も限られ効率的ではない状況である。そのため、チュニジア内務省より、陸上及び海上の国境警備ポストにおける監視カメラの設置を通じた国境警備の機能強化が要請された。

また、空港施設に関しては、チュニス-カルタゴ空港敷地内にはジェット燃料施設もあるため、その安全確保に細心の注意を払う必要があり、空港周辺地域から空港敷地内への侵入を防ぐために外壁周辺の監視機能の強化が課題となっている。同空港施設内には約120個の監視カメラが設置されているものの、そのほとんどがアナログ回線の固定式である。そのため、チュニジア内務省より、空港への不法侵入防止のための監視カメラ（空港外壁周辺及び一部施設内）及び記録装置等が要請された。

本業務は、テロ対策等治安無償の活用を前提として、国境警備ポスト及び空港施設における治安対策機能の向上に資する機材整備に関し、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

アルジェリア及びリビア側の国境警備ポスト（陸上、海上）、チュニス-カルタゴ空港
リビア側国境は、治安状況による。

(2) 相手国関係機関

内務省（国家警備総局、国家公安総局）

(3) 業務内容

1) インセプション・レポートの説明・協議

2) プロジェクトの背景・経緯の確認

3) プロジェクトの実施体制の確認

- 4) プロジェクト内容の計画策定
 - (ア) 計画・設計の基本方針
 - (イ) 基本計画
 - (ウ) 概略設計図
 - (エ) 調達計画
 - (オ) ソフトコンポーネント計画
- 5) 相手国側負担事業の概要の検討
- 6) プロジェクトの運営・維持管理計画の検討
- 7) プロジェクトの概略事業費の積算
- 8) 協力対象事業実施に当たっての留意事項の検討
- 9) プロジェクトの評価
- 10) 準備調査報告書(案)の説明・協議

7 成果品等

- (1) 業務計画書(2014年4月上旬)
- (2) インセプション・レポート(2014年4月上旬)
- (3) 現地調査結果概要(2014年5月中旬)
- (4) 準備調査報告書(案)(2014年7月中旬)
- (5) 概略事業費積算内訳書(2014年9月下旬)
- (6) 機材仕様書(2014年9月下旬)
- (7) 概要資料(2014年8月中旬)
- (8) 準備調査報告書(2014年9月下旬)
- (9) デジタル画像集(2014年9月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/治安対策(評価対象予定者)
- (2) 監視機材/維持管理(国境)1(評価対象予定者)
- (3) 監視機材/維持管理(国境)2
- (4) 監視機材/維持管理(空港)(評価対象予定者・対象国経験・語学能力評価せず)
- (5) 調達計画/積算

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・通訳の配置を認める予定
- ・本件受注コンサルタント(JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。)は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない(その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない)予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。